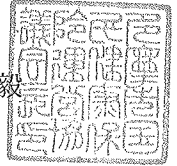


令和5年3月10日

多摩市長 阿部 裕行 殿

多摩市国民健康保険運営協議会
会長 下井 直毅



多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減判定基準額の変更について（答申）

本協議会は、令和5年2月1日付4多健保第2174号をもって諮問のあった「多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減判定基準額の変更について」について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 課税限度額の変更について

課税限度額を104万円とする。

（医療分65万円、後期高齢者支援金等分22万円、介護分17万円）

2 軽減判定基準額について

均等割額が5割軽減となる世帯の判定金額を次の計算式により得られた金額とする。

$43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 29 \text{万円} \times \text{加入者数}$

均等割額が2割軽減となる世帯の判定金額を次の計算式により得られた金額とする。

$43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 53.5 \text{万円} \times \text{加入者数}$

均等割額が7割軽減となる世帯の判定金額は変更なしとする。

$43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

3 実施時期について

令和5年4月1日から実施する。

以上